

徳島県教育委員会教育長訓令第2号

庁 中 一 般
各 教 育 機 関

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程及び徳島県教育委員会の事務の決裁及び専決に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年九月十九日

徳島県教育委員会教育長 中 川 齊 史

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程及び徳島県教育委員会の事務の決裁及び専決に関する規程の一部を改正する訓令

次に掲げる訓令の規定中「同条第三項」を「同条第六項」に改める。

- 一 教育長の権限に属する事務の委任に関する規程（昭和四十六年徳島県教育委員会教育長訓令第1号）別表第一の二服務関係事項の項第七号及び別表第二第三号
- 二 徳島県教育委員会の事務の決裁及び専決に関する規程（昭和四十六年徳島県教育委員会教育長訓令第2号）別表第一の表第一項第十九号及び第二十号

附 則

この訓令は、令和七年十月一日から施行する。